

令和6年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和5年度 条例その他 その3)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 174 号 議 案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 175 号 議 案	学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 176 号 議 案	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	4

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）が、著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

第45条に次の1項を加える。

3 第1項第5号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第45条第1項第5号中「（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）」を削り、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の第45条の規定は、令和6年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務に従事した場合における特殊勤務手当について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加える。

第13条の7第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるもの

第13条の7に次の1項を加える。

3 第1項第2号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、人事委員会が決める場合を除き、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。

第17条の2の見出しを「（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例）」に改め、同条中「前2条」を「前3条」に、「又は休日勤務手当」を「、休日勤務手当又は夜間勤務手当」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(夜間勤務手当)

第17条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第18条第2項中「及び」を「、」に改め、「第17条第2項」の次に「及び第17条の2」を加える。

第18条の3中「及び」を「、」に改め、「第17条の2」の次に「及び第17条の3」を加える。

第20条の2第1項中「及び」を「、」に改め、「第17条第2項」の次に「及び第17条の2」を加える。

第22条中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加える。

第22条の3第5項中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加え、同条第6項中「又は夜間勤務手当」を削る。

第2条 学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の7第3項を削る。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第17条の2」を「第17条の3（夜間勤務手当に係る部分を除く。）」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

(学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年神奈川県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち学校職員の給与等に関する条例第17条の2の改正規定中「第17条の2」を「第17条の3」に改める。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務に従事した場合における特殊勤務手当等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の定年等に関する条例の一部を改正 する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 58 年神奈川県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「が占める職」の次に「並びに人事管理上の必要性に鑑み職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に関する規定について、所要の改正をしたいので提案するものであります。